

法教育推進協議会 第36回会議 議事録

第1 日 時 平成26年7月4日（金） 自 午後 2時29分
至 午後 4時22分

第2 場 所 法務省20階第1会議室

第3 議 題

- (1) 法教育推進協議会新委員の紹介について
- (2) 東京大学法科大学院生による法教育授業実践報告について
- (3) 高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について
- (4) 中学生向け法教育教材の作成について
- (5) 法教育マスコットキャラクターの募集に関する企画（案）等について

議 事

笠井座長 それでは、まだお見えになっていない委員もおられますけれども、少し遅れられるということで、予定された時刻にほぼなりましたので、第36回法教育推進協議会をただいまから開会させていただきます。

まず議事に先立ちまして、新しい委員の御紹介をさせていただきます。

まず、東京都教育庁指導部の岩崎治彦主任指導主事でいらっしゃいます。

岩崎委員、一言御挨拶をお願いいたします。

岩崎委員 東京都教育委員会の主任指導主事の岩崎と申します。

東京都といたしましても、既に御案内のとおり、今までカリキュラムの開発であるとか、その前はシンポジウムを開催したり、また現在も法に関する教育推進委員会を今年度も設置しまして、研究授業、公開授業、今年度も秋、冬に実施するところでございますけれども、東京都としても何とか進めていこうということで、今また取り組んでいるところでございます。よろしくをお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

引き続きまして、産経新聞東京本社外信部の長戸雅子部長でいらっしゃいます。

長戸委員、御挨拶をお願いいたします。

長戸委員 長戸と申します。よろしくをお願いいたします。

現在の担当部署からはちょっとまた違う分野にこちらの法教育はなるかと思うんですが、10年以上前に法務省のほうを担当させてもらっておりまして、そのときにやはり司法制度改革の一環でこの法教育というものが始まるということに個人的にも興味を持ちまして、記事を書いたことがございます。

この10年ちょっと、司法・法務関係に関心を持ってもちろん見てきたんですけども、もう一度ここでいろいろ勉強させてもらって、やはり法教育をするということは自分の権利を知るということだけでも本当に大事なことではないかなと思いますので、皆さんの足を引っ張らないよう議論についていけるように頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。新しい委員のお二人の方、どうぞよろしくお願いいたします。

あわせて、事務局のメンバーにも変更がございまして、法務省大臣官房司法法制部の中島行雄官房付にも一言御挨拶をお願いいたします。

中島官房付 中島でございます。本年度から新しく法教育を担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局のほうから本日の議事と配付資料の御説明をお願いいたします。

梶山部付 それでは、事務局のほうから、ただいま座長からありましたように議事と配付資料の説明をさせていただきます。

まず、本日の議事進行ですが、お手元の議事次第のとおりでございますけれども、大きく言いまして4つの議題を予定しております。1つ目の議題ですが、昨年度千葉県の市原学園において実践された法教育授業について、東京大学法科大学院生から御報告をいただき

たいと思います。

2つ目の議題、議事次第では（3）になりますけれども、本年度実施予定の高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について取り上げたいと思います。この概要につきまして、事務局から御報告させていただいた後に、現時点における調査票の案などについて、株式会社エデュケーションナルネットワーク、こちらが調査を担当しますので、こちらのほうから御報告をさせていただきます。

3つ目の議題ですが、議事次第では（4）の中学生向け法教育教材の作成についてということです。こちらについて事務局から御報告をさせていただきます。

4つ目の議題は（5）ですが、法教育マスコットキャラクターの募集に関する企画案等についてということで、こちら事務局から御報告をさせていただきます。

次に、配付資料について御説明をいたします。

まず資料1でございますけれども、こちらは本年7月現在の法教育推進協議会の委員名簿ということになります。

続いて、資料2、こちらは東京大学法科大学院生からの御報告に関するものでして、市原学園における法教育活動に関する資料となっております。

資料3ですが、こちらは後に御協議いただきます高等学校における法教育の実践状況に関する調査票（案）になります。

資料4ですが、こちらは中学生向け法教育教材の作成に関する資料、こちら後ほどの参考にしていただきたいと思いますと考えております。

資料5、こちらは最後に御協議いただきます法教育のマスコットキャラクターの募集に関する企画の案ということになっております。

席上配付資料につきましては、後ほど当該の議事の際に御説明を差し上げたいと思います。以上になります。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、最初の議事に入りたいと思います。

1つ目の議題は東京大学法科大学院の学生の皆さんによる法教育授業の実践報告についてでございます。これは東京大学法科大学院生が平成25年度に市原学園において実践した授業について御報告いただくということでございまして、東大の法科大学院の出張教室、これは大村敦志先生の御指導等で有名なものでありますけれども、市原学園では、双方向型の授業を通じて、少年の法律に対する知的好奇心を刺激することを主な目的として、法律の存在理由及び意義、それから実際の社会における法律の役割といったものを少年たちに伝えるために、2回の授業を行ったと伺っております。こういった取り組みの成果も大変今後の法教育の推進において参考になると思われますので、大変楽しみにしております。

では、皆さん、よろしく願いいたします。

東大法科大学院（安部） それでは、市原学園における法教育活動の報告を始めさせていただきます。

私、東京大学法科大学院の出張教室、安部と申します。よろしく願いいたします。

さて、まず本日の報告の流れですけれども、まず私たち出張教室の御紹介、次に少年院での今回の活動の目的、そして具体的な授業内容の御紹介、最後に考察・反省というふうに進めてまいります。

まず団体の紹介ということで、出張教室の概要を御説明いたします。

当団体は、法科大学院が設立された2004年に発足しまして、主に中学生、高校生を対象として法教育を行っております。

2013年度は当団体が発足してちょうど10年目に当たりまして、中高で合計11校で授業を実施し、また法務省司法法制部及び矯正局、並びに市原学園に御協力を賜りまして、初めて少年院での活動の機会をいただくことができました。スライドにありますとおり、市原学園で2月と3月の2回授業を実施いたしました。

さて、少年院での活動の目的ということですが、目的は2つございます。

まず1つ目は法律の存在理由及び意義を伝えることということで、具体的な法律の問題を考える前提として、なぜ法律が存在するのかということを考え、そして実際にどのように法律がつくられているのかということを理解してもらおうということです。

そして、2つ目は実際の社会における法律の役割を伝えることです。法律が人々の生活に身近なものであり、人を罰するためだけにあるのではなく、人を助ける機能もあり、法律を知ることが生活する上で役に立つということを実感してほしいというふうに考えました。東大法科大学院（森田） 続きまして、授業について、私、東京大学法科大学院の森田が紹介いたします。

市原学園での授業は2回に分けて行いました。そのため、各回の授業においては、先述の2つの目的である法律の存在理由及び意義を伝えること、及び実際の社会における法律の役割を伝えること、それぞれに沿ったテーマを設定し、それに応じた事例を検討することといたしました。

各回とも少年たちを3名から4名のグループに分けて、グループ内で事例について意見を交わすことにし、各グループに法科大学院生1名が参加して少年たちに発言を促す等の役割を担いました。各グループで事例を検討した後は、全体の場でグループ内での意見を発表し、まとめの議論を行いました。

それでは、まず第1回の授業から紹介いたします。

第1回の授業では、少年9名、法科大学院生4名で実施いたしました。

第1回の授業は法律の存在理由及び意義を伝えることを目的としておりましたので、テーマをルールが存在しない状況において発生する諸問題とその解決策と設定いたしました。

では、早速、事例及び問題の紹介をさせていただきます。

なお、第1回の授業は法務省が公開しております法教育の事例及び問題を事前の了解のもと、参考にさせていただき作成いたしました。

では、事例につきまして、資料もしくはスライドを御覧ください。

体育館を卓球部、剣道部、柔道部、バレーボール部、バスケットボール部の5つの部活がそれぞれ使用していたところ、体育館の建てかえにより100名しか同時に使用できなくなってしまいました。そのため、生徒たちが自分たちでルールをつくって使用することにしました。

こういった事例のもと、まず問題を3問検討いたしました。

まず問題①、今全く何のルールもない状態であったとするならば、どのような事態が起こり得るだろうか、何か不都合が生じるだろうかと少年たちに質問しました。この問題の趣旨は、事例の把握及びグループワークで意見を出し合うための授業の雰囲気づくりのため

に全体に対して質問をすることにしました。

これに対する答えとして、少年たちから、早い者勝ちになってしまう、体育館を使えなくなってしまう部活が出るなどと意見が出ました。

次に、問題②及び③を検討いたしました。この問題についてはグループに分かれて議論をする形式にいたしました。

問題②は以下の各事項はルールで決めてよいだろうか、決めてはならないだろうか、どのように考える理由は何だろうかという問題で、配付資料にあります選択肢アからカまで検討いたしました。

また、問題③は問題②で決めてはならないルールがあると考えた場合、そのようなルールをつくり出さないためにはどのような方法がよいだろうか、以下の各方法でルールをつくらうとしたら、どのような方法がよいと考えるか、よいと思う順番に並べてみよう、それぞれの方法で何か問題は生じるだろうかという問題で、配付資料にあります選択肢のアからエを一番よいと思う順番から並べてみて、意見を出し合うことにいたしました。

問題②は、選択肢ア・ウ・カについては決めてはならないルール、選択肢イ・オについては決めてよいルールとほぼ一致いたしました。これらについては、私たちの想定どおりでした。

しかし、選択肢エについて、体育館を使える代わりに他の部活員の宿題をやるという選択肢については、当初、私たちは決めてはならないとする意見が多いと想定していたのですが、少年たちはこれはあくまで取引であるからよいとする意見が多数出ました。そのため、例えば体育館を使わせる代わりに何でも言うことを聞くなどと選択肢の中身を変えて、取引だったら本当に何でもよいのか、各グループに法科大学院生が問いかけて議論しました。

続いて、問題③は選択肢ウ及びエのどちらかが一番になるかで分けられると想定していたのですが、少年たちの意見は非常に多彩で、全く一致しませんでした。特に選択肢ウ、多数決で決めるという選択肢については、一番よいとする意見もあれば、多数決では何も決まらないと一番悪いとする意見もありました。そのため、グループ内で意見を一致させる議論をする予定でしたが、短時間ではおよそ不可能であると考えましたので、各自なぜその選択肢がよいと思ったのか、あるいは悪いと思ったのか意見を出してもらい、他の少年の意見を聞いた上でどのように思うか検討いたしました。

第1回の授業では、少年にとって身近な体育館の使用についての事例を用いることで、少年たちが主体的に考えることを狙いとしたものでしたが、問題①について多くの意見が出るなど、スムーズに事例の検討に入れたようでした。

問題②については、自由にルールをつくる際にも、その内容としてはならない限界があること、また問題③については、その限界を超えないようにするために、どのような方法でルールを決めたらよいかということを考えてもらうために出題いたしました。

最後に、各問題を踏まえたまとめをいたしました。

問題①では、ルールがなければトラブルが生じるということを確認し、しかし不公平、差別的なルールとしてつくってはならないことを問題②で確認いたしました。

そして、問題③では、不公平・差別的なルールをつくらないために、全員に意見を発表する機会が与えられていること、そして不公平ではない方法でルールをつくる必要があると確認しました。

これを踏まえて、最後に実際の日本の社会では法律がどのようにつくられているかということを紹介いたしました。

第1回の授業では、全体として少年たちから積極的に意見が出ていたことから、比較的よい反応が得られたと感じられました。

東大法科大学院（東） 続きまして、第2回の授業について、私、東から御報告させていただきます。

第2回の授業の目的は、実際の社会における法律の役割を伝えるということでした。そこで、授業では身近な市民生活上のトラブルを扱うことにしました。

具体的には詐欺の事例を扱い、その事案をうまく解決するルールをグループディスカッションでつくってもらって、実際の民法の規定と比べるという形で授業を行いました。

本授業は、自分たちが常識的に考える解決策と法律の規定する解決策は意外と近いものなんだということを実感してもらうということを目的としておりました。

もともと、民法に規定するような一般的なルールを考えてもらうことは難しく、また、そのような文言自体を考えてもらうことが目的ではありませんでしたので、少年たちには事例に即したルールをつくってもらうようにいたしました。

では、具体的に扱った事例を紹介させていただきます。

配付させていただいておりますワークシートの1ページを御覧ください。

事例1は、BさんがAさんをだまして高級腕時計を手に入れたという事例でした。この場合にAさんは時計を取り戻せるかという点について考えてもらい、ワークシートにあるような穴埋め方式で考えてもらいました。

この事例に関しては民法の結論どおり、Aさんがだまされたときに渡した時計は取り戻せるというルールをつくった班が大勢を占めました。しかし、中には幾らだまされていても約束は約束だとして、だまされたとしても取り戻せないと考えた少年も少数ですがおりました。

続いて、ワークシート2ページ目を御覧ください。

続いて、事例2と事例3をまとめて考えてもらいました。

これらは先ほどの事例の発展版でありまして、Aさんをだまして時計を手に入れたBさんが、さらにCさんに時計を譲り渡したという事例を扱いました。その上で、事例2はBさんがAさんをだましてその時計を手に入れたことをCさんに告げた上でこれを譲った事例でありまして、事例3はこれを告げずにCさんに譲ったという事例でした。

民法上は、Cさんが詐欺の事情を知らない場合はAさんが取り戻すことはできないというふうになっております。この問題の趣旨は、事例1でつくったルールに例外は必要ではないかということを考えてもらうことでした。

しかし、それ以前にこのように第三者が出てくる事例について、少々難しく感じる少年も多くおりました。そこで、法科大学院生が、時計は1個しかないよね、これは誰が持つべきなんだろうか、この3人の中で誰を一番守ってあげるべきかなというふうに問いかけ、そのような結論を導くルールをつくってもらうことといたしました。

これも穴埋め式にルールをつくってもらい、ワークシートの3ページにありますが、そのような形でルールをつくっていただきました。

結果といたしましては、この事例の答えの内容は民法の結論に近いものから遠いものまで、

かなり多岐にわたりました。時計自体、常にAさんが取り戻せるべきという意見もありましたが、また中には時計を売って、そのお金を分けるべきというような意見もあり、かなり柔軟性のある思考が垣間見れました。

最初に申し上げましたとおり、当初は自分たちが常識的に考える解決策と法律の規定する解決策は意外と近いものだということを実感してもらうのを目的としておりました。しかし、事例2、3ではかなり意見が分かれたため、法律の規定は非常識なものではなく、ある程度皆さんが妥当だと納得し得るような内容になっていますよねというような形で締めくくらせていただくということになりました。

以上が第2回の授業内容です。

東大法科大学院（安部） 最後に、考察・反省ということで再び安部が紹介いたします。

まず、事前に中高生と比べまして、少年たち間の理解力の差が大きいということは伺っていましたが、当日はグループワークを中心として、問題も難しくせず、理解度に合わせて質問を投げるなど、理解の差に対応するように努めました。

実際には、想像以上に少年たちが積極的に議論に参加しておりまして、また、私たちが思っていたほどは理解力の差はなかったかなというふうに思っております。

また、1回目の授業の際には特に顕著だったのですけれども、中高での授業と比べまして少年同士での議論が少なく、法科大学院生が間に入る形での議論が多いというのが特徴的でした。今後の少年院での授業では、議論の進め方にさらなる工夫が必要であるというふうに感じました。

実際に少年たちのアンケートを見てみますと、1回目ではわかりやすかった、法律をもっと学びたいと思ったなどの意見がありました。また、事例が簡単過ぎたという意見があったのに対して、少しわかりにくかったという意見があるなど、理解力の差があったことがアンケートにもある程度あらわれているかなというふうに思います。

2回目でも、法律に興味を持った、さらに学んでみたいと思ったなどのポジティブな意見があった一方で、法律は助けにはならないと思うとか、法律を学んでも役に立たないなど、ある意味実体験に基づいた意見が出てきたということが興味深く感じました。

本年度も少年院での授業をさせていただく予定ですので、今回の経験を生かして、より少年院に適した法教育を展開していくことができたらというふうに思っております。

以上で私たちの発表を終わります。ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございました。大変興味深い御報告でありました。

それでは、委員の皆様からの御質問などをぜひいただければと思いますけれども、よろしくお願いたします。どなたからでも。どうぞ。

岩崎委員 まずちょっとつまらないことなのですが、これは1回の授業の時間は。

東大法科大学院（森田） 1回の授業は1時間を予定しておりましたが、実際には1時間10分や20分程度には延びたりはしました。

笠井座長 ほかに御質問など、あるいは御意見とか、感想でも結構です。どうぞ。

高橋委員 進行なののですが、グループワークをして、グループの中で誰か座長みたいな議論のリーダーシップをとるような子供さんを選んだということですか、進め方としてですが。

東大法科大学院（安部） そういうことです。

高橋委員 そのお子さんとは事前に何か打ち合わせをした、その場でもういきなり始まった。

東大法科大学院（安部） その場です。

高橋委員 結構スムーズにそれでも行ったということですか。

東大法科大学院（森田） 実際に市原学園の現場の担当者の方に、比較的積極的に発言する少年たちと割とおとなしめの少年、それぞれ一緒のグループにして、それで議論をしようという話になっておりましたので、そのような分け方をしたのですが、ただ実際に事前に少年と打ち合わせをしていたということはございません。その場のアドリブで議論を進めることにしました。

笠井座長 ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

小粥委員 少し抽象的なことをお聞きしたいのですけれども、団体の活動目的というのが2つあるのですが、これは皆さんにとっては与えられたものなのか、それとも相談して決めたものなのでしょうか。相談して決めた、あるいは立法趣旨みたいなものを御存知だったら、どうしてこういう活動目的になっているのかをまず知りたいです。

東大法科大学院（森田） こちらで発表した活動の目的というのは、少年院での法教育を行う際の活動の目的として設定しました。それにつきましては、当団体の少年院での授業を行う担当者の中で、何を目的として少年院で授業を行うかということを議論いたしました。その中で、まず少年院という特殊性から、遵法意識といいますか、法律を守ることがなぜ必要なのかということは伝えようということになりました。また、実際に社会に出たときに法律がどのように機能しているかということを理解することは、少年院たちが今後の社会に出ていくに当たって非常に有用だと考えましたので、この2つのことを少年院での活動の目的と掲げさせていただきました。

小粥委員 その目的設定については、市原学園さんのほうと調整はしているのですか。

東大法科大学院（森田） いえ、こちらが目的を提示いたしまして、このような活動の目的で行わせていただきますということで、その後市原学園の方に了解いただきまして、活動いたしました。

小粥委員 すごく検討された上でのことだったということを知って、大変すばらしいと思いました。

続けて恐縮ですが、こういう形での授業というのは、法教育の受け手の側からしたら、年に1回とか2回とか、あるいは一生に1回か2回のことだと思うのです。それで、おっしゃってくださった目的はピンポイントの行事にとっての目的設定としてすごくいいと思ったのですけれども、しかし選択肢はすごくたくさんあったとも思うのですね。それで、一生に1回しかこういう機会がないかもしれない人のために、どういうことをやるべきかは、私が授業をする立場だったらすごく考えこみそうなところなのですが、どういう経緯でこういうテーマ、あるいはこういう切り口、この問題になったかということについて、もし御検討したことがあれば教えてください。

東大法科大学院（森田） 確かに少年たちの受け手の立場にとってみますと、この活動というのは恐らく一生に一度ということ間違いなく思うのですが、ただ活動自体は、私たち普段は中学校や高校での授業を行っておりましたので、中学校や高校での授業との違いというのは非常に意識して、それで活動目的を設定しました。

それがなぜかといいますと、やはり通常の中学校や高校とは違って、少年院での少年たち

は少なくとも一度法律には触れていると。それに対する意識は多少通常の少年たちとは違うものがあるのかなというのは意識しておりましたので、特にこの遵法意識については割としっかりと伝えていこうということにしました。

通常の中学校や高校では、法律をなぜ学ぶのか、法律を学ぶことの意義について伝えるのですが、例えば法解釈学などを伝えるのですが、少年院では法律がなぜ、どのようにできているのかということ伝えることを意識しました。それは、少年たちの立場に合わせた目的設定だったと考えております。

小粥委員 あとちょっとだけいいですか。これはまた全然別のことなのですからけれども、市原学園の少年たちと法科大学院の学生さんたちとは、コミュニケーションをするときに、ため口でしゃべっているのですか。それとも今日みたいなしゃべり口だったのでしょうか。つまり、コミュニケーションを円滑にする工夫の一つとしての言語形態を知りたいということなのですが。

東大法科大学院（森田） それにつきましては、法科大学院生それぞればらばらだと思のですが、この3名いずれもグループワークで法科大学院生1名として入ったのですが、私は比較的敬語ですが、柔らかい言い方をすると、少年たちのお兄さんのような立場で話しかけるようには意識しました。特に先生という形で上からいってしまいますと、少年たちがちょっとひきこもってしまうとか、意見がなかなか出てこないかなと思いたしたので、そのような言葉遣いにしました。

東大法科大学院（安部） 僕は塾講師の経験があるので、それを生かしまして、普通にといたらおかしいですけども、ため口で、「これ、どう思う」「君、しゃべってないけど、どう」とか、そういう感じで、ちょっと食いぎみにと言ったらおかしいですけども、そのような感じでしゃべっておりました。

東大法科大学院（東） 私も基本的には安部と同様でして、壁をつくりたくないという意識から、最初の挨拶のときにどういうキャラクターなのかということを見た上で、できるだけフランクにという形で進めさせていただきました。

小粥委員 いろいろありがとうございました。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

江口委員 市原学園のほかの先生で似たような授業というのはあったのですか。というか、そういう授業もちょっと事前に見たりして、こういう授業をつくり込んでいったかどうか。

というのは、僕は軽微な犯罪を犯した方々のを韓国で見たことがあって、それは例えば本当に法律論を教えるところから、ちょっとした作業をさせるところからと。ところが、自分では日本で全然そういうのを見たことがないものですから、この場合はどうだったのですか、どんな感じですか、もうぶっつけ本番ですか。

東大法科大学院（森田） 言うなればぶっつけ本番ということになりますが、ただ当団体には法務省に以前勤めていた会員がございまして、その方が矯正局での活動を比較的御存じでしたので、少年たちの様子等をよく伺って、その上で授業を作成いたしました。また、市原学園や司法法制部、矯正局の方からも多様な意見を承りまして、それをもとに授業を作成いたしました。

江口委員 ということは、日本の大体の最低限のことはわかりながら、市原学園でやったということですね。

東大法科大学院（森田） はい。

江口委員 子供たちの大体の状況もわかりながら、インフォメーションをもらいながらということですね。

東大法科大学院（森田） はい。実際に事前に少年たちの生活環境等は見学させていただきまして、その上で授業を作成してくださいと市原学園の方から伺いまして、それに従いました。

笠井座長 ちょっと私からも1点だけ伺います。第2回のときに民法だとなっていてというお話が出たと思うのですが、こういうときに例えばAさんとBさんとCさんと3人いて、話し合いがつかなかったらどうなるのですかとか、誰が最後は決めるのですかとかという、結局どうやって法律を役に立てるかという、そういった話題については何か入っていきましたか。

東大法科大学院（東） いえ、結論として誰がどう決めるというようなところまでは話し合いの中では行かなかったです。ただ、少年たちの興味といたしましては、これは刑法の詐欺で捕まるんじゃないかというような方向へ流れたことはありました。

笠井座長 なるほど、民事の裁判とか民事の手續とかという話にはまだ行かなかったわけですか。

東大法科大学院（東） 裁判までは行かなかったです。

東大法科大学院（安部） 班によると思いますが、僕の班ではかなり議論が活発になりまして、最終的に被害弁償した場合にどうなるのかとか、だました人がもし戻ってきたときに、お金の移動とかどうなるのかとか、それは結局裁判でやるのかとか、そういう手続的なところまで僕の班では行ったことはありました。

笠井座長 わかりました。ありがとうございます。ほかの委員の方いかがでしょうか。どうぞ。

岩崎委員 今までのお話をお伺いして、結局ほかの中学校、高校さんでもされていますよね。中学校、高校の場合は学習指導要領がありますので、いわゆる学年の段階に即して、法に関する教育の内容がちゃんと位置づけられているわけですから、それを踏まえて、その内容を効果的に指導したり、またより深めたりというようなことを多分されている。教科の授業で出前授業みたいにされているんですかね、ちょっとわかりませんが。それで、少年院の場合は、そういういわゆる強化のカリキュラムとかではなくて、少年院の子供たちにといいまして今回このような授業をされたという、大まかに言うともうそういうことでよろしいですか。

東大法科大学院（森田） はい。ただ、特に中学校や高校での1点特殊性がございまして、私たち法教育活動として法律を教えに行くということで行っているのですが、東京大学法学部から上がってきた者も多数ございますので、特に進路の形で、法学部の指導、法学部はどのようなことを学んでいるかなど、通常の中学校や高校ではそのようなことを伝えてほしいという要請も非常に多いので、なのでそれにあわせてという、法教育というよりは、進路指導としてやることも非常に多いです。その点、少年院での活動は法教育に特化した授業を行えたので、非常に有意義な活動だったと思います。

岩崎委員 子供もいろいろな、ちょっと幅のある年齢の子供たちが対象だったということですか。

東大法科大学院（森田） はい、そのとおりでございます。

岩崎委員 だから、中学校、高校だと授業、カテゴリーが決まっていますから、どこに足があるかと明確にしなければいけないじゃないですか。そういうものではなかったということでもよろしいですかね。例えば教科とか、特別活動とか、総合的な学習の時間なのかとか、中学校だとありますけれども、そういうものではなかったという。

東大法科大学院（森田） 市原学園での活動は、普段の授業のほかに、特に外から講師の方をお呼びして、それで行う授業が比較的組まれているという話でしたので、その一環として私たちは行いました。

笠井座長 中井委員、どうぞ。

中井委員 考察・反省の少年たちのアンケートのところで、法律は助けにならないと思う、法律を学んでも役に立たないという感想が出てきたこの背景とか事情とか、こういうことかなというのがありましたら、もう少し詳しく教えていただければ。

東大法科大学院（安部） 恐らく書いた少年は特定というか、何となくわかっているのですけれども、恐らく授業内容以前の問題として、そもそもこれまでの人生の経験の中から、法律なんて別に自分を助けてくれないよねというような考えをもともと持っていて、それをアンケートに書いたというような形だと思います。

東大法科大学院（東） あと、第2回授業での感想なんですけれども、第2回は先ほど申し上げましたとおり、第三者が入ってきた事例で大分結論が分かれるということになりまして、法律の出す結論と自分たちの考えていることは違うじゃないかと考えた者も一定数、かなり数が分かれましたので、それなり的人数がおりまして、そういう者の立場からすれば、やはり法律に書いてあることは違ふと、法律は助けてくれないというような考えになったのかもしれない。

笠井座長 大体以上でよろしいでしょうか。どうぞ。

江口委員 こういう授業をやって、法律を通すんだけれども、その法律を考える拠点みたいなものを3人はどういうところに置くわけですか。要するに、例えば自分の人生を全うできるような生き方をしてほしいんだというメッセージなんですか、それとも取り返す方法を法律を通して学ぶとか、社会に出ていったらもう二度と再犯をしないぞとか、いろいろな中でやるわけですが、法律自体を通じて何かを伝えたはずなんですね。その何かというのは、3人はこの時点で暫定的になるんですが、経験的にはどんなことを感じましたか。

東大法科大学院（東） この民法を扱うことは、身近なことということで詐欺を扱ったのですが、詐欺の場合に具体的にどうすればよかったとか、そういうことを考えてほしいわけではありまして、要は少年たちというのは1回法に触れて少年院に入ったという経緯がありますので、余計に法律に対して嫌なイメージを持っているということを考えまして、法律のプラスの側面、守ってくれる可能性というようなところを知ってもらい、そこに興味を持ってもらうという点を私は重視しました。

東大法科大学院（安部） 最終的な結論とちよつとかぶってくるのですけれども、法律というのはある意味常識にはある程度かなっているよねということが結論なので、ということは君たちの常識にもかなっているのだから、これから外に出たら、これまではルールなんて自分たちをしばるものでおかしいと思って破ってきたわけですから、そうではなくて、みんながちゃんと生活していくための常識的なものなんだよと、だからもう破らないでねというようなメッセージも入っていたかなというふうに思います。

東大法科大学院（森田） 私も二人と同じようなことになってしまうのですが、ただ特に少年たちが法を一度破ってしまったということを、特に法律に触れているというのは、授業を通してでも、例えば立証できなければ犯罪をしても裁かれないということも、実際のところ、恐らく立証されていないような犯罪とかも少年たちは経験していると思うので、そういう意識は非常に強く感じました。なので、何で法律があるのだろう、法律を破ってしまったら何が起こるのだろうということを社会全体から見てみようという視点で特に第1回の授業は作成しましたので、法律を守る、何で守らなければいけないだろうということ非常に意識して、それを今後どのように考えていくかは、少年たちがどのように受け取るかによるのですが、ただ私たちが伝えられることは、法律が存在するそもそもの意義などであったと思うので、それを伝えたいと思いました。

岩崎委員 私は今の意見を聞いていて、全体の子供に対する認識があるじゃないですか、それがちょっと本当に適切だったかなという思いは今聞いていてあります。

例えば、中学生程度の東京の子供たちの触法行為というか、様々なことをしてしまう子供たちの現状としては、法律のこと、それはわかっているよと。守らなければいけないというのわかっているよと。でも、何で守れないんだろうというところになったら、わかりやすく言うと、学校で生活指導をしますよね。もっと怖い生活指導がOBとか周り、先輩からあるわけですよ、現実としては。それはもう学校の生活を離れて、日常生活24時間何が起こるかわからない。そこに命令されたら、怖くて、そんなの逆らえないよというのが例えば現状であったり。

だから、前提としての子供認識というのが、子供把握というのか、そこから先ほど御意見が出ていましたけれども、そこから現状がこうだから、こういう子供たちにしていきたいからという狙いが出てきますよね、それに基づいての方法としての今回のだったと思うんですけども、その前提の認識というのがちょっと疑問を感じる部分があります。すみません。

東大法科大学院（森田） それにつきましては、私たちも授業が終わった後に非常に感じたところでして、少年たちに実際に触れてみたところ、非常に普通のその辺にいる少年たちといえますか、純粋な少年たちも非常に多いような印象を受けました。

それで、市原学園の先生たちに聞きましたところ、やはり少し流されやすいような子供が多いとか、あとは何か言われてしまったら、それに逆らえないような子供が多いとか、そういうことを聞きましたので、その点については、御指摘のとおり、私たちの子供認識というのが少しずれていたのかなというふうな印象はあります。

笠井座長 以上でよろしいでしょうか。

大変有意義な取り組みをされておられまして、いろいろ勉強になりました。どうもありがとうございました。

以上で東大の皆様のお報告は終わらせていただきます。ありがとうございました。

（東京大学法科大学院生 退室）

（株式会社エデュケーショナルネットワーク 入室）

笠井座長 それでは、次に2つ目の議題である高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究についての議題に移りたいと思います。

本件に関しましては、まず事務局からその概要等について御報告をいただきたいと思いま

す。

では、よろしくお願いいたします。

安部調査官 それでは、事務局から御報告させていただきます。

本年度の高校における調査につきましては、これまで実施しました調査結果等を踏まえまして、可能な限り夏休み期間に入る前に調査票等の発送を行いながら、回収期限も9月の初旬ごろまで設定するなど、調査の期間を長くとりつつ、かつ、先生方が来校されている期間に調査の案内等を行う旨の配慮が必要であることから、早期に契約業者を決定するために、4月早々から調達手続を開始する必要がございました。その結果、6月11日に開札が行われまして、本日この場に出席していただいております株式会社エデュケーショナルネットワークと契約することとなりました。

今後、同社において、7月下旬から8月末、その状況によりまして9月初旬にかけて調査の実施、そして9月の中旬から10月にかけて調査結果の集計・分析等を行っていただきまして、11月28日を納入期限として報告書の取りまとめを行ってもらう予定です。

本日は、今後、本件調査を円滑に進める上で必要な調査票に盛り込む調査項目や設問の構成などにつきまして、委託会社の担当者から現時点における調査票案、この資料で言いますと資料3ということになりますが、それを御報告いただきまして、委員の皆様から御意見、御要望を承りたいと考えております。

委員の皆様からいただいた御意見等につきましては、エデュケーショナルネットワークさんと今後協議させていただきながら、速やかに調査票を修正等、反映させていただきまして、再度この場にお集まりいただくというのはなかなか困難ですので、メール等によりまして委員の皆様にご意見を伺いながら、最終的な調査票に仕上げたいと思っております。

なお、本年度における調査対象高校の点でございますが、全国の高校には、御存知のとおり、工業科とか商業科、専門学科、総合学科と、普通科以外にも多様な学科がございます。これら全ての学校、あるいは教育目標やカリキュラム等が大きく異なる全ての教科等を研究項目とした場合、設問の聞き方1つとってみましても、技術的に難しい問題が多々発生するなど、その労力等に伴う対価は非常に高くなることを見込まれました。そのため、これらの高等学校におけるそういった特殊性やその費用対効果、そういうことを踏まえまして、本年度につきましては、まず、全国の普通科高等学校を対象とした調査を実施させていただくことといたしました。

なお、この点につきましては、前回6月10日に開催されました広報部会におきましても、やはり工業高校、商業高校の調査も必要なのではないかという御意見を多くいただいたところでございます。

事務局といたしましても、工業高校、商業高校など、いわゆる実業高校における法教育実践の状況を把握することは極めて重要だと考えておりますので、できれば、本年度は普通科高等学校を対象とした調査、そして来年度は実業高校を対象とした調査を実施できればと考えておりますが、この点いかがでしょうか。

笠井座長 今、御報告いただきまして、要するに予算事情等を踏まえて、今年度は普通科高校、来年度は実業高校を対象とした調査研究を行うといったことを計画しているということで、調査票の詳しい話については、エデュケーショナルネットワークさんのほうからお話があ

った後でまた議論をいただきますので、まず今のような高校に関する調査研究の方向性について、委員の皆様、御了解いただけるかどうか伺えればと思います。大体今のような方向で調査研究をやるということでよろしいでしょうか。

では、これについては御了解いただいたということになりまして、それでは株式会社エデュケーショナルネットワークの担当者の方から現時点における調査票の案について御報告いただきまして、この内容について委員の皆様にご協議いただければというふうに思います。

では、よろしくお願ひいたします。

エデュケーショナルネットワーク（須川） 御紹介にあずかりましたエデュケーショナルネットワークの須川、平原でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

では、早速ではございますが、この調査票（案）の個別の項目について御説明申し上げるということでお時間を頂戴します。後ほど御意見を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

こちらは16ページになっておりますけれども、大きな項目で5項目ございまして、1から4までは学校全体に対する質問で、5のほうは各教科に分かれた形で質問する、そういった構成になっております。

では、一つ一つ前段の説明を担当の平原のほうから御説明申し上げます。よろしくお願ひします。

エデュケーショナルネットワーク（平原） 改めまして、エデュケーショナルネットワークの平原と申します。よろしくお願ひします。

私からは、今お手元でございますこの16ページの調査票（案）につきまして、どういった意図で構成をしているかというのを順に説明させていただきます。

まず今回この調査票（案）をつくるに当たりまして、普通科の高等学校2校に予備調査としてヒアリングを行っております。高校の属性を簡単に御説明いたしますと、1つは東京都内にあります私立の中高一貫女子校でございます。もう一つは神奈川県にあります私立の共学の高等学校です。これは中高一貫ではなく高等学校のみで、こちらに関しては普通科とは銘を打っていますが、中に様々なコースがありまして、実業的な要素も強いような学校です。

この2校の先生方に答えやすさですとかお考えを伺いながら、構成しております。

それでは、お手元の1ページ目から順に御説明させていただきます。

まず1ページ目で工夫した点といたしましては、先生方、複数の方から法教育というのを少なくともこの場においてどう捉えたらよいか、自分の認識が合っているのか不安だという意見が挙がりました。ですので、ご記入にあたってのお願いの目的の部分、1行目を御覧いただきたいのですが、まず「法教育とは」ということで、こちらは法務省のホームページから拝借しておりますが、1文を入れております。

続いて、先ほど須川も少し説明をさせていただきましたが、記入方法のところに、誰を対象に何を聞くかということに記載しております。これも予備調査で上がったのですが、16ページある調査票が学校に送られると、学校側から見た場合、これを誰が回答するかというところで少し止まってしまって、回答率が下がるような傾向にあると聞きましたので、最初の段階で誰を対象にということに記載しております。

続いてですが、まず学校に関することということで、ここは管理職の先生を想定して聞い

ています。

1 ページ目の下段で工夫したことといたしましては、予備調査の結果を踏まえて、共学校とか別学である、それから中高一貫校なのか高校のみであるのか、ここら辺で少し教育課程が異なってくるというふうに予想しましたので、それらを聞く設問を用意しています。

2 ページ目をめくっていただければと思うのですが、6 番に特定の教育活動についてお聞きしますという設問を設けています。

法教育に関する調査で、突然この質問が来るのは少し違和感を持たれるかもしれないのですが、実は今回いろいろな先生とお話をしているときに、まず法教育をどう捉えたらいいのだろうというところでしばらく悩まれる時間がありました。そのうち、すごくいろいろな話をしながら定義を考えていくと、学校によっては、例えばルールを守ることと考えると、生徒指導ですとか、あとはキャリア教育、それから法と言っても自然を守るですとか、環境のほうにも広く解釈をするのかもしれないという意見がありました。調査を実施してみないとわからないところはあるのですが、あえてここで特定の教育活動について聞いておくことで、相関関係があるですとか、クロス集計をしたときに何か見えてくるものがあるかもしれませんので、用意しています。

続いて、2 ページ目の大問2に行きますが、ここは基本的には中学校で既に行われている調査に即しています。この意図としては中学校で行われている調査との比較ということが可能にするためです。ただし、違う点として、(1) の選択肢9と10を御覧いただきたいのですが、先ほどの少し違和感のある設問と関連して、学校の先生から、キャリア教育の一環で企業の者が学校に来てお話をしているときに、最近はコンプライアンスの話に触れることが多いと聞きました。ですので、この9番を入れております。

また、環境教育に取り組んでいる学校も多いのですが、そうすると自然と環境保護にかかわるお話を聞くために外部の者を呼ぶという機会もあると伺いましたので、これも仮説として入れております。

それから、続いて3 ページ目の下のほうからですが、教職員向け研修会の状況についても聞いております。

中学校版の調査では、これらは教科別に用意されていたかと思うのですが、これも予備調査ですとか、あとは私たちは普段学校とお付き合いすることが多いのですが、その中でやはり研修を実施するとなると、その承認をするですとか、行った方の報告を受けるというのは管理職になる場合が多いと感じておりますので、ここに入れていきます。

こちら基本的には中学校版との比較をするための構成にしていますが、違う点としましては4 ページ目の(5)です。実際に研修に参加されている方、学校外の研修に参加されている方に関しては、有効だったテーマですとか、あとはどういった方が参加していて、大体1回につき幾らぐらいかかっているのかというのがわかることも有効に感じましたので、この設問を入れております。

続いて、5 ページ目の大問4に移ります。

ここは中学校版にはない設問です。この設問の意図としては冒頭から少し触れておりますが、学校の先生方とお話ししているときに、法教育をどう捉えたらいいかというのがなかなか出てこなかったりですとか、すごく不安ながらお答えくださる方もいらっしゃいますので、それ自体を聞いてみるということが必要なのではと感じました。

ですので、4. に関しては、まず学校としてどう捉えていますかというのを教科ですとかそういったことに限らず、総合的な視点で書いていただくようにしています。ただし、単純に総合的な視点でと申しますと、恐らく回答しづらいかと思われましたので、1行目の後半のほうに授業、生徒指導、学校行事、学級活動などと、何かを想起しやすいように入れています。ここからまずどう考えるかというのを聞いた後に、2番で教育活動全体においてどの程度重視しているか、もし重視していないのであれば、今はどういう教育活動を重視しているかということを書いておきます。

4番からは充実させているか、充実させているのであれば、具体的にどういったことをしているかということを入れています。もし何か具体的な取り組みが上がってくことで、これは情報公開されると思うのですが、魅力的な取り組みとして、いろいろな学校で共有できる場があれば、と意図しております。

続いて6ページ目に移ります。

ここからは各教科の先生方がお答えになることを想定しまして、学習指導要領で触れられている教科を一つ一つ挙げながら聞いています。今回は公民科、家庭科、それから情報科、保健体育科、特別活動について聞いておりましたが、基本的にはこれから申し上げます流れを共通して設けています。

流れですが、まず1つ目は学習指導要領に記載されている内容を示した上で、それを実施している学年、それから単位時間数を聞いています。中学版では学年を聞くということはほとんどなかったかと思うのですが、これも先生方とお話をしたところ、例えば現代社会は中学3年生で既にやってしまうというところもございますので、学年を書いてもらえるような場を設けています。

それから2つ目としましては、ではその内容をどの程度重視して、どの程度充実させているか、2つの視点で聞いています。これの意図としては、後に分析をするときに、重要視しているが充実していないですとか、重要視した上でさらに充実しているですとか、4つに分けていくことで細かく分析ができると思われましたので、ニーズと実施状況、両方を聞くようにしています。

それから、教材ですが、教科書以外に授業においてどういったものを使っているかということを書いて聞いています。さらに教材への要望、それから法務省でつくられている教材に対する使用状況についてです。

続いて、6番では、法律家等との連携について。ここまでは実態について聞いています。

さらに7番で、こちらが用意した選択肢とは別に、何か工夫したことを教えてくださいという形で、自由に書けるような欄を設けています。

教科に関してはこのような流れで、誰に対して実施をしているか、何を重要視して、どの程度充実させているか、教材の使用状況、要望、それから連携の状況、魅力的な取り組みとして工夫できることという7つの流れで聞いています。

少しイレギュラーな部分としましては、14ページになります。少し細かいのですが、ほかのところは公民科ですとか、家庭科という聞き方をしているのですが、保健体育科に関しては、ずっと保健体育（体育科）というふうに聞いています。この意図としては、予備調査で体育科の先生にヒアリングをいたしましたが、どうも保健体育科で法教育と言われると、皆さん保健で飲酒喫煙の問題ですとか、そういったところにすぐ行くということ

伺いました。ですが、今回事前に御提供いただいた資料では、体育のルールやマナーを大切にすることが挙げられていますので、そこを強調するために、ずっと体育という文字を入れております。

全体の構成については以上です。

笠井座長 今、ほかのところも委員の皆様方、見ていただいていると思いますけれども、どの点でも結構ですので、お気づきになった点、御意見や御質問等、あるいはこういうところはこういうふうに直したほうがいいのではないかとということなど、具体的にいろいろあるかと思っておりますので、どなたからでも、どの点からでもいただければと思います。よろしくお願いいたします。

橋本委員 少し質問をさせていただきたいのですけれども、2ページなんですけど、特定の教育活動についてということで、相関関係を見るために生徒指導とキャリア教育、環境教育というのを特出しされて聞いていこうという意図はよくわかったのですけれども、環境教育というのが法教育とどう結びつくかというのは余り僕自身はイメージがわきにくい。例えば、消費者教育であれば非常にわかるのですけれども。なので、キャリア教育、環境教育をなぜここへ特出したのかということをもう少し教えていただいて、さらに法教育と結びつきやすい教育内容をここの中に入れていくとか。

例えば、最近高校の場合は特色ある高校づくりというのをやっているのです、例えばこういう3つ以外でも、熱心に取り組んでいることというのもあると思うんですよね。そういうものを記述できるような形式のアンケートとか、そういうあたりもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

エデュケーショナルネットワーク（平原） まずはこの3つを入れた理由をお答えするような形で。ここは仮説といいますか、私たちも答えが出てみないとわからないというところはあるのですが、複数の先生とお話しして、法教育をどう捉えたらいいのだろうというものが出てこない中、何十分かお話をしていると、出てくるのがまず生徒指導だったのですね。ルールを守るということで、例えば新入生の合宿、集団行動というふうにと考えると、実は3年間を通して日常的にルールを守るということは勉強させていると。

あとは、キャリア教育、これは女子校で挙がってくるのですが、自分たちのキャリアを考えるということに触れていくときは、男女雇用機会均等法に始まり、必ずルールに触れていくという話が挙がっていました。ですので、ここでキャリア教育を入れています。さらには、環境についても実験をたくさん入れるような学校というのは多いと思うのですが、その中で環境保護について学んだりということが、ルールを守るというところから広く解釈していくと、考えられるかもしれないというのが挙がってきたのですね。ですので、恐らくほかにたくさんここに取り上げるべきはあると思ったのですが、挙げ過ぎてしまうと、答えにくいということもあるかと思われましたので、予備調査の範囲は限られますが、生徒指導、キャリア教育、環境教育というところに絞っています。

ほかにもあるのではないかとことは私たちも意識していますので、それを書いていた設問としては、5ページの4の(3)のところですね。今法教育というのは余り重視していないとこの場で回答者が捉えた場合に、現在最も重視している活動、そういうことを具体的に教えてもらえるような欄を設けています。

笠井座長 いかがですか。具体的に何かこういうのはつけ加えたほうがいいのかということでは

ないですかね。

橋本委員 先ほど例に挙げた消費者教育なんかは、家庭科の中でもやっているんですけども、それとは別に総合とかで熱心にやっている学校もあると思うんですね。だから、僕の個人的な意見ですけども、環境教育というのを切りかえたほうがいいんじゃないかなというのが個人的に思っていることです。以上です。

笠井座長 環境教育は環境教育で置いておいて、消費者教育、一つぐらいだったらそれを加えていただくということはできますよね。そういうふうにしていただけますでしょうか。

どうぞ。

江口委員 文科省等がいるので、フォーマルな議論は別として、この3つを法教育との意識調査で出すことの意味みたいなもの、そうでないものとそうであるものとをちょっとパイロット的にやってみないと、相当引っ張られていくと、これは法意識の調査とか法教育の調査ではないよという議論になるかもしれませんし、だから確かにそう言われるのは事実で、現実にそうなんだけれども、それがいいか。

というのは、小学校と中学校のつくり込み方が完全に違ってきていますから、そう言われたら違うよという人が、多分解釈する連中は違うよと言うはずなんですよ。頭の時点でこういう構造を建てられると、ということがあるので、ちょっと橋本先生の意見も関連しながら、ちょっと気になったと。それでもやるということになれば、うまく工夫するなりしてやってほしいしという感じがしていますと。一定程度説明するなり、注釈するなり、ちょっと加えないとというのが気になることです。

それから、個別具体は余り言わないんですけども、これはよくマスコミもやるんだけれども、僕らは例えば政治経済という科目は、何も鍵をつけないか、鍵をつけるか。要するにというふうに教わったんですよ。それは法令上、そう書いてあるので、そう書いてあるから、そうしなさいではなくて、これが二重鍵括弧とか、何でもいいんだったら、みんなつけ始めるので、できるだけフォーマルなほうに寄ってくださいと。現社とか倫理とか政経とかあったときに、ちょっとニュアンスが変わってきますのでという感じがしました。

表記上のはどこかで誰かがチェックしたほうがいいような気がします。ちょっとだけ、およそフォーマルな記述との関連、齟齬がないかというのがちょっと気になります。

笠井座長 樋口委員。

樋口委員 まず質問ですけども、これは事務局への質問のほうがいいのかもしれませんが、この調査用紙、私は今初めて拝見しましたが、ある程度時間をいただいて意見を言う、あるいは文書にて回答するということは可能でしょうか。

安部調査官 时期的なことを言いますと、先ほど冒頭で言いましたように、できるだけ回答期限を長くとりたいということが、先生方からの要望がございますので、例年8月中ぐらいがこれまでの調査期間になっていたんですけども、その辺を見越せば、7月のできるだけ夏休みに入る前に、早い時期からというのが、これは事務局といたしますか、本音の部分のお願い事なんですけれども、その点は7月の、この辺は業者さんとの話し合いにもなりますけれども、ある程度7月の中旬、いわゆる下旬までぐらいの期間、ぎりぎりの線まで皆様から御意見を賜る期間を設けたいなと考えております。

樋口委員 それでは、この場でも幾つかだけ意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、まずこの調査用紙、大変によくできているなどと思っておりますけれども、高等学校の場合、

小学校，中学校と違いまして，学習指導要領は一気に全面実施ということはありません。昨年度から年次進行で実施をしておるとい状況です。したがって，例えば冒頭の3行目も高等学校学習指導要領が年次進行で実施されていますという文言になっていくかと思えますし，高等学校も普通科だけではなく，2つ以上の学科を併置している高等学校も当然にあります。その場合，高等学校の普通科を対象にと変更する必要も出てくるかと思いません。

また，管理職の先生に書いていただくわけですが，実質的には教務主任の先生がとり仕切るという場合も大いにあろうかと思えますので，このような全体的なところも工夫をお願いしたいと思っております。

それから，2ページにつきましてですけれども，先ほど議論になっていたこの特定の教育活動といったときに，環境教育もさることながら，これは法的根拠があるので環境教育ということであろうと，こう理解をすると，食育，消費者教育等も当然入ってきます。それから，道徳教育がどうしてここになのかというの，少し疑問に思うところです。御承知のとおり，高等学校では特定の道徳の時間はありませんけれども，全ての教科等において道徳教育を行っている。その中核的な指導場面として，公民科，現代社会であり，倫理で行うということになっていますので，そのあたりの関連性，どこまでのものを取り上げるのかということについては検討が必要かと思えます。

それから，6ページに入りますけれども，6ページのこの公民科，この書きぶりになりますが，平成25年度となりますと，第1学年でしか新しい学習指導要領のもとの学習は行われておりません。そうではなく，旧指導要領のもとの法教育の実現状況もということであれば，2学年，3学年という枠があってもいいわけですが，あくまで新指導要領ということであれば，第1学年だけしか聞けないということになってきます。このあたりの精査をお願いしたいと思っております。

さらに，現代社会，倫理，政治経済と全て並べているんですけども，これらは例えば1学年で現代社会を行い，政治経済や倫理については第2学年以降で実施をすると，こういうふうに計画されている学校も相当程度あります。したがって，新指導要領のもとで政治経済を実際に昨年度行った学校というのは非常に少ないという現実もありますので，そのあたりも御確認お願いできたらと思っております。

最後にします。9ページ，家庭科教育です。家庭科で法教育に関する内容が示されていますとありますが，少なくとも家庭科においては法教育を充実させるという改訂の要点，あるいはそれに類するものは文面としてはございません。あくまで内容としてこのようなものが入っているということですので，このあたりの書きぶりも「法教育に関する内容が示されています」という書きぶりで誤解が生じないかというあたりも検討が必要かと思えます。

誤字誤植については，また確認することもあろうかと思えますが，そのようなところが今すぐに気づいたところですので，御検討よろしく願いいたします。

笠井座長 今の学年進行で学習指導要領が実施されていくということに関して，例えば公民科でも，今1，2，3学年全てについて聞かれていますけれども，このアンケートとしては，各学年において，旧指導要領のもとで実施されているものも含めて書いてもらうような形にする方向でよろしいでしょうか。

樋口委員 その形でもとめることは可能だと思いますが、その場合、例えば6ページの現代社会、幸福、正義、公正などの理解については、第2学年、第3学年に関してはほとんど上がってこないであろうと。もちろん先行実施で独自に行っているという場合もあろうと思いますので、ゼロとは思いませんけれども、かなり数字的には少なくなるのは見えるかなと思います。

笠井座長 この時点でやろうとすると、そうしかできないということになるかと思いますが、新指導要領でやっている学年だけを聞くとすると、ちょっとアンケートとして狭くなってしまいますし、もちろん高等学校の時点でやるのがいいのかどうかというそもそも論が出てきますけれども、一応今回やるとすると、旧指導要領でやっているところも含めて聞くということで、しかし今の樋口委員のお話にあるように、学年進行で新指導要領が実施されてるということについては明確にわかるようにしていただいて、現場でお答えになる方にちゃんとわかってアンケートされているのかな」と思われぬような文言にするなどの工夫をしていただければと思います。

どうぞ、岩崎委員。

岩崎委員 立場上、学校に一番近い立場ということでちょっとお話しさせていただくと、国立教育政策研究所が前にキャリア教育の資料で緑色の表紙で、あれは小中高またがった内容ですか、〇〇教育、〇〇教育、〇〇教育、こんなやっつけられないよというリーフレットをつくったのは御存じだと思いますけれども、実際問題、今東京都で課題になっているのは、〇〇教育、〇〇教育といっても、実際には教育課程で学習指導要領に定められた、学校は教育しているわけで、さっきの体育を例にとると、体育は私の専門ではないですけれども、生涯にわたって健康体力を維持増進していくために必要な資質や能力を養うことが体育の中心的な狙いであって、法教育と言われてもピンと来ないのは当然な話だと思います。

ここは当然、法教育の会議なので、法教育の視点でしか見ていないですけれども、私は今までは租税教育も環境教育も携わってきたので、そのたびに言うんですよ。租税教育に行くと、租税教育は大事だと、租税教育を推進したいんだと。皆さん、そうおっしゃるんですけれども、これ、学校はやっつけられないと。学習指導要領に定められた内容、教育課程のカリキュラムの中には、全ての内容が入っているわけですよ。ここで社会のところでああいうふうに取り上げたものと、家庭科で取り上げているもの、体育で取り上げているもの、同じ桁で、関する内容でしたか、というふうに示されてしまうと、学校にとっては何のこっちゃと思うのが本音です。わかっただけですか。

そこら辺が一層学校に負担感を持たせる部分なんです。こう書かれると、これが全部法教育で、法教育ということでやらなければいかんのかというメッセージを伝えていることにもなっていくので、アンケートの仕方も変にメッセージを受け取られないような設定が大事かなということと、私はとにかく2ページ目のさっき言われている特定の教育活動がすごい気になっていまして、これもいわゆる〇〇教育というのは、キャリア教育、環境教育とやってない学校はないんですよ。

まず、足がこれでいいのかと。熱心に取り組んでいる、やや取り組んでいる、余り取り組んでいないという足の聞き方でいいのかとか、生活のところで全く取り組んでいないと答える学校があると想定して足をつくっているのかとか、これは答えません、こうやって、

絶対に答えませんよ、学校は。

だったら、まず生活指導とキャリア教育・環境教育とこの2つのもの自体が全然違ったタイプの設問になるので、一緒にまとめているのはどうかということと、今まで話題になっているのは、何でここでキャリア教育、環境教育なのかということと、(6)に特定の教育活動と書いてありますけれども、これも非常にわかりにくい聞き方でして、何とか教育というのはやっているけれども、学校の特色化を図る取り組みとして特に何かに取り組んでいますかということと、環境教育に取り組んでいますか、消費者教育に取り組んでいますか、食育に取り組んでいますかというほうはまだ答えやすいとは思うんですけども、ちょっと学校が答えるには、これはどういうことかなというような部分を感じました。

笠井座長 具体的にどういふふうに直せばよいかというのは。

岩崎委員 私はこのキャリア教育に取り組んでいますか、環境教育に取り組んでいますかというよりも、学校として特に力を入れて取り組んで、管理職に聞くんだっただけでしょう、いるものはありますかということで、その足で、キャリア教育とか環境教育とか食育とか、聞きたいものがあって、複数回答を可にしてのほうで、それもまだ私は今ぱっと浮かんだだけなので、全然磨かれていないので、申しわけない限りなんですけど、まだそのほうがいいかなと私は思った次第です。

生活指導については、これはどうなんだろうというところが、ちょっと何とも申し上げられないですけども。

笠井座長 今のお話で5ページのところに、先ほどの御説明だと5ページのところで、自由記載で、何教育とかいうのを書いてもらうという御趣旨のもともとの案ですけども、むしろこの辺のことを選択肢を挙げて、そこから複数回答で丸をつけてもらうというほうにしたほうがいいのかと、各種教育については。

岩崎委員 今ちょっと思い浮かんで言っただけなので、そのほうが答えやすいし、学校の実態に合っているかなという気がただけです。すみません。

安部調査官 恐らく今日初めてここで調査票案をお配りしていますので、まだまだ皆さんからはいろいろな御意見があると思います。それで、もし、例えば、仮になんですけども、今出た御意見をすぐに直して皆さんに提示するというのは、相当厳しい気もいたしますし、仮にちょっとショートノーツで恐縮なんですけど、来週中の時間を皆様に検討する期間とさせていただいて、皆様からの忌憚のない御意見に基づいた、ここを具体的にどうすればいいとかという御意見を賜って、その上で翌週修正を加えた上で、再度また皆さんに投げかけるということがもし可能であれば、そういった方向がいいのかなと今ちょっと事務局として思ったものですから発言させていただいたんですが。

笠井座長 おっしゃるとおり、今ここでいろいろと出たのを、またあっちに行ったりこっちに行ったりして、また逆の意見も出るだろうと思いますので、おっしゃるとおりの進め方でいいと思いますけれども、そういう意味では、例えば来週の木曜日まで、金曜日までにすると、その後の週が明けてしまいますので、木曜日までに事務局のほうに、これについて、ここをこういうふうに直したほうがいいのかという御意見を出していただいて、それを金曜日には会社のほうに投げていただいて、それを踏まえた再度の案を再来週の前半ぐらいまでに出していただいて、ちょっとスケジュール的に、夏休み前に出すというのはちょっときついのかなという感じもしますが、海の日連休の前には固めるのか、後に固めるのかと

いうあたりですけれども、いずれにせよ今のスケジュールでいくと、夏休み前というのは無理だと思いますので、夏休みに入ってから学校に出すと、ちょっと先生方お答えをするスケジュール的に非常にきついという話は前にも伺ったことがあるんですけれども、今のところそれしか仕方がないかなという感じですね。

ただ、ちょっと1点だけ、先ほどから恐らく複数の委員から出ていることとして生徒指導をどう位置づけるかということについては、これ、そもそものこの案は生徒指導は法教育ではないということは前提なのですよね。そこはどうなのでしょう。むしろ生徒指導をやっているのも法教育に含めるみたいなことでもいいのではないかなという前提があるのですかね。ちょっとそのあたりは、私も生徒指導が入ってくると、答えるほうは法教育というものについて認識がぼやけてしまうのかなという危惧があるのですけれども、そのあたりはほかの委員の先生から何かあれば。

江口委員 笠井先生、個別具体ではなくて、最後は今までの調査も文科省のちょっとチェックしてくださいよという構図はとってきたはずなんです。そうしないと他の教科の担当者も、こんなこと俺ら言っておらんのかなったとき大変なことになるもので、樋口君の手を通して、どこかでちょっとやらないと気になるところは出てくると思いますので、今の生徒指導を初め、一つずつの解釈をやると、多分出てきますのでという感じはしました。

笠井座長 わかりました。いずれにせよ先ほど事務局からもありましたように、来週木曜日までに一度具体的な修文の必要性などを適宜していただいて、その過程でほかの専門家にも聞いていただくということもあるかもしれませんけれども、その後、また改訂案が出てきて、再来週ぐらいになるかと思っておりますけれども、そのあたりで具体的にもう少し詰めて、ただ7月の下旬にはやはり発送をするということで進めたいとは思っていますので、そういうようなスケジュールの運びで大体よろしいでしょうか。ちょっと大体のことしか申し上げられませんけれども。

では、そういったことでお願いできればと思います。

小粥委員 私の個人的な関心ですが、法教育というのが何であるか、外縁というか、中身がよくわからないので、それを高校の先生方に聞きたいというところがあるのです。法教育とは何かという問題は、指導要領などを熟読すれば、例えば文科省が言うところの法教育というのはこれなのだというのがわかる、つまり、高校の先生のお立場からして、正解というものが存在する問題なのではないでしょうか。つまり、あなたの学校でやっている教育で法教育にかかわるとあなたが思うものを挙げなさいと言って、高校の先生方が自由に答えられる問題なのか、それとも文科省から来る文書をよく読んでおけば正解があるから、そんなことは勝手に答えられないというたぐいの問題なのか、それはどちらなのでしょう。

笠井座長 樋口委員か岩崎委員。

樋口委員 文科省として法教育を定義しているわけではありません。文科省で例えば今回の公民科で法に関する教育の充実が図られたことは、今申し上げた法に関する教育の充実と、こういう言い方をしております。その具体的な内容として、例えば裁判員制度に触れることなどというような形で扱っているということになります。

むしろ、こちらは法教育推進協議会のほうで定義をしておるといいうほうが、法教育に関しては筋なのかなと思っております。

小粥委員 ありがとうございます。そうしますと、今回のアンケートは、高校の先生方がどう

いうものを法教育だと感じているのかということも議論の前提として聞くいいチャンスなんじゃないかと思うのです。

現在の質問票では5ページの4（1）でありますけれども、先ほど少しお話が出ていましたが、ここで具体的にどういうものが法教育に関係あると思っているのかをたずねることになっておりますが、生徒指導などというような例示ではざっくりし過ぎているので、生徒指導のどこが法教育にかかわると思っているのかをアンケートしてみたほうがよいのではないのでしょうか。高校の先生方が何を法教育だと思っているのかということを知った上で、この協議会も議論したほうがいいのではないのかなと、ど素人としてはそう思ったのです。江口先生が、何とおっしゃるかと思っておりますが。

江口委員 そのとおりだと思いますよ。それぞれにお二人聞かれたと思いますけれども、別な二人に聞いたらまた違うアンケート用紙になっただろうと思いますので、ちょっと時間は大変ですけども、先ほどの作業をされたほうが良いと思います。そうしたら、みんな答えやすくなると思います。

岩崎委員 東京都としては、来週教育委員会で報告を平場で出すのでちょっと言えませんが、OECDの後、教員の多忙のことがありまして、高校の改善についても今後取り上げていくんですが、いわゆるこの教科外にかかる〇〇教育というものをどう扱っていくかと。先生方は極めて負担感を持っています。学校の現場は。もう山ほどあるんです。〇〇教育をやりましょう。そういうリーフレットがたくさん送られてきて、その分野のスーパーティーチャーみたいな人が一生懸命取り組んでいるのはいいんですけども、一番大切なのはこの学校でもこれだけはやらなければいけないよというのが明確になっているのが一番いいわけですね。でもそれは、学習指導要領というのはもう明確になっていて、ちゃんと内容は位置づけられているわけじゃないですか。それを縦が教科だとすると、横の視点で、かかわるものを全部シラミつぶしに挙げて、これが法教育だとか、これが何とか教育だと挙げられて、さあやりましょうと言われると、学校は負担感を感じざるを得ないと。

それをどうしていくかということで、実際東京都としても小中高でこれから今年度取り組みを進めていきます。具体的に言うと、先生方は実はやっていると思っていないかもしれないけれども、もうやっているんだよということを意識化させてあげて、決して負担じゃないよと、言い方は悪いけれども、恐れるに足りずと、恐れる必要ないよというところをちゃんとわかった上で、負担感のある示し方ではなくて、東京都が学校に示す場合もわかりやすく、どういうふうにしたらできるのかということのを明確にしてやっていこうとか、今考えている途中ですけども、そこら辺のところも踏まえて、法教育、法教育と法教育ばかり見ていると、その視点でしか見れなくなってしまう部分がありますので、その広がりがちょっとこのアンケート自体には感じたので、学校はそう思っていないので、そこら辺のギャップが非常に難しいなと思ったところです。

笠井座長 ありがとうございます。アンケートの内容についてどうするかというのは、恐らく答える側の方が本当に千差万別でいらっしゃるので、これはもう限界があるとしか言いようがないですから、それを見て、我々がそれをどういうふうに分るかといったあたりで、また気を付けて今お話に出たような視点も生かして分析をしていくということで、最後はそれしかないのかなというふうなことは思っております。

では、ちょっと大変な作業をお願いすることになりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。では、この議題はこれで終わらせていただきます。

(株式会社エデュケーショナルネットワーク 退室)

笠井座長 では、次に3つ目の議題である中学生向け法教育教材の作成についてというものに移りたいと思います。では、この辺についても事務局のほうから御報告をお願いいたします。

梶山部付 それでは、私のほうから御報告をさせていただきます。

この件につきましては、6月10日に開催されました広報部会のほうにおいて協議をさせていただきました。資料としては、資料4というものと、それから本日席上配付させていただいた資料の中で、中学生向け「法教育」教材作成委員等名簿(案)というもの、それからその次についているスケジュール表、それからあとはこれは当初の、平成16年のものですが、法教育教材作成部会の構成委員名簿、こちらのほうを御覧いただければというふうに思います。

先日の6月10日の広報部会におきましては、いろいろと様々な御意見をいただいたところなのですが、その1つとしては、まず教材の内容について御意見をいただいております。その多くの御意見といたしましては、今回の中学生向け教材の作成に当たっては、これまで協議会等で作成してきた法教育教材、こちらも席上の配付資料で大分厚く4つですね、①から④、ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法ということで、これがまさに当初作成した教材のコピーを置かせていただいておりますけれども、今回の教材の作成でこの従前つくったものを全面的に見直して最初から作り直すというのは、これは極めて困難であろうということとして、今高校の調査研究が話題になっていりましたが、昨年行いました中学校に関する調査研究、ここで報告がありました、使いやすい、用語がわかりやすく、図解が多いもの、そういうようなことが調査研究に出てきましたので、そういった点を踏まえまして、従前つくった教材をベースとしながら、これを今申し上げたようなわかりやすい、使いやすいという観点から、リニューアル、リメイクしていくと、そういう方向で進めていくのがいいのではないかと御意見があったということでございます。

今の教材の内容というのが1点目ですが、2点目といたしまして、教材の作成に携わっていただく先生方をどういたしましょうかというところで、その点についても御意見をいただきましたが、その点に関しましては、各テーマごと、こちらは中学生向け「法教育」教材作成委員等名簿(案)というものを御覧いただければと思いますけれども、ルールづくりというテーマ、それから私法と消費者保護というテーマ、憲法の意義というテーマ、司法というテーマ、この4つのテーマ、このテーマごとにそれぞれ従前教材の作成等に携わっていただいた先生方の中から各1名お願いする。それから今回リニューアルするといった点がございまして、新たな視点を取り入れるといった観点から、各テーマごとに新たに中学校の先生の中から適任者各1名を、これは樋口委員のほうに推薦いただくのがいいのではないかと、こういう意見が広報部会のほうでは多くいただきました。

その場合、この4つの分野の1つのルールづくりの関係では、現在は特別活動というところに入っていますので、ルールづくりのところでは特別活動に携わっている先生を御推薦いただくのがよいのではないかと御意見も広報部会ではいただいたところでした。

今のような御意見を伺いましたので、それをもとに事務局のほうで、6月10日から本日まで間にいろいろとお願いに上がるなどいたしまして、それで本日この名簿の案というのをつくらせていただいたところでございます。

ルールづくりの関係では、まずこの協議会の委員である橋本先生にこれは当初の、平成16年のときにも入っていただいていたメンバーということで橋本先生に入っていただき、私法と消費者保護の関係では、お茶の水女子大学附属中学校の寺本先生、それから憲法の意義の関係は、広報部会の構成員である館先生、それから司法に関する教材については、協議会委員の磯山先生に、それぞれ平成16年のときに入っていただいていた方ということで、今の4名の先生にお願いをいたしまして、それぞれ内諾をいただいております。

また、新しい先生、新たにかかわっていただく先生方に関しましては、先ほど申し上げましたように樋口委員から御協力をいただきまして、ルールづくりに関しては関根憲一先生、それから私法と消費者保護に関しては田中良樹先生、憲法の意義に関しては大坂誠先生、司法に関しては岩本知之先生をそれぞれ御推薦いただきまして、本日までにいずれも内諾をいただいたところになっております。

そのほかですが、総監修ということで、平成16年のときにも総監修をしていただいた江口先生に入っていただき、それから笠井座長にも入っていただくということで、そのほかその他法的助言担当ということで、ここは実際に内諾をいただいたときに、中学校の先生方からの御要望等もあったところでして、平成16年のときと同様に法的助言ということで、法曹3者からこのメンバーを選ぶということにさせていただきました。

広報部会の構成員である最高裁の宇田川局付、それから法務省からは私、梶山、それから弁護士会のほうから協議会の委員である村松先生、それから広報部会の構成員である矢田先生をお願いをすることといたしまして、それぞれ了解をいただいたところでございます。

今後は、この今申し上げましたメンバーにお集まりいただく機会を早急に設けて、作業方針等に関する打ち合わせを実施したいというふうに考えておるところでございます。

この場にいらっしゃるメンバーの先生方もぜひよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

では、この件につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

江口委員 私は別件でちょっと中座しなければいけないものですから、総監修の位置に、過去も大杉調査官に入っていたいただいた経緯もありまして、最終的には普及させたいということであれば、中学校担当調査官である樋口君にどこかの位置に入ってもらわなければ、後でまたひっくり返されるのも困りますから、ぜひ入れてほしいということで、笠井先生を頭に上げて、江口と樋口で入っていくという構造をとってくださると助かりますという意見です。

笠井座長 樋口委員、特に御異存がなければ。

樋口委員 私は異存はございませんが、前回は文科省の大杉視学官が入っておったというのは、そのとおりであろうと思いますので。

笠井座長 わかりました。それでは、江口先生と、あいうえお順で江口先生と私と樋口委員ということで、3人で総監修ということにしたいと、そういうふうに改めることにいたしました。

いと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

では、この件につきましては、今のような進め方ということで、これも時間が限られておりますけれども、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題になりますけれども、法教育マスコットキャラクターの募集に関する企画案についてということで、これに移りたいと思っております。これにつきましても事務局のほうから報告をお願いいたします。

安部調査官 それでは、事務局から御報告させていただきます。

まず、なぜこのようなことをということなのですが、今年3月3日の協議会におきまして、この協議会での議論を踏まえながら、今後法教育のさらなる普及、促進に向け、法教育に関する情報発信とか情報提供の在り方について検討を行う場として、これまで普及検討部会というのがありましたけれども、それを広報部会という形でリニューアルさせていただくことについて提案いたしまして、皆様方から了承を得たところです。

去る6月10日に開催されました広報部会におきまして、情報発信の1つの方策として、今回、法教育マスコットキャラクターの募集に関する企画を提案させていただきまして、部会の了承をいただいたところです。この企画は、法教育のマスコットキャラクターの募集及び投票を通して、多くの人に、とにかく法教育を身近に感じてもらおうということを中心の目的として、今後、学習教材等で積極的に活用していきながら、法教育や法教育に関する推進協議会の取り組み内容について、より効果的な周知活動を展開していくことを目的として企画したものです。

資料5の企画案に沿って簡単に御説明申し上げていきたいと思っております。

まず、資料5の1ページには、最近報道とかいろいろな形でもやっぱり法教育という言葉、概念、その目的がまだまだ十分浸透していないといった現状が取りざたされておりますけれども、そういった現状を踏まえながら、今申し上げた今回の企画の目的について記載しております。

続きまして、実施の募集、現時点の募集概要（案）ということで2ページ以降御覧になっていただきたいのですが、やはりこういった企画につきましては、募集にかかる周知活動という面が非常に大変重要になってきますけれども、この点につきましては、この協議会におきまして御了解いただきましたら、すぐに、法務省ホームページ等による周知とか、あとは主要な駅に対するポスター、あるいはそのパンフレットの掲示依頼、そしてさらに近隣の美術大学、そして小中学校等に対する募集案内といった配付依頼を行っていく予定でございます。

この際、使用する募集用のチラシとして、席上に配付しておりますA案、ちょっとブルー系のもの、B案、この赤レンガが目前に出てくる、こういった募集チラシのいずれかを使用したいということをおもっておりますけれども、この点につきましては、後ほどこの企画案に対する皆様からの御意見等をいただきながら、仮に皆様の御了解を得られることができましたら、改めて御意見をいただきたいと思います。

引き続き説明に戻ります。

応募期間は、約7月の中旬ごろから8月末を考えておりますけれども、所定の応募期間を

経て応募いただいた作品につきまして、9月ごろ、広報部会の構成員、あるいは推進協議会委員の皆様による審査選考をしていただきながら、何点かの優秀作品をその中から選出していただくということを考えております。この審査選考の過程では、いわゆる専門家の方にオブザーバーとして参加してもらいながら意見を聞くということも現時点で検討しております。

審査選考していただいた結果、選出された例えば数点の作品について、再度同じようにホームページ等を通じて投票を呼びかけながら、その結果を踏まえて最終的にこの推進協議会の場において最優秀作品等を決定すると、そういったイメージを考えております。

このイメージにつきまして、席上配付資料の最後にインターネットの資料を添付しておるんですが、例えば、この相模原市でのマスコットキャラクターの事例がインターネットで掲載されていたんですけども、ここに載ってある10項目ぐらいのマスコットキャラクター、これがいわゆる先ほど申し上げた審査選考の中で数点上がったというイメージで考えていただければと思います。それをもとに投票を呼びかけて、最終的にその中から皆様の投票結果に基づいて最優秀作品を決定すると、そういったイメージでございます。

優れた作品につきましては、論文コンクールの場合と同様、賞品等の贈呈を予定しております。若干その内容を御披露しますと、最優秀賞10万円、優秀賞2名について各3万円、小中学校の部の優秀賞には1万円分の図書券、また最優秀作品に投票した人の中から、例えば抽選で50名の方に3,000円分の図書券をプレゼントするということなどを考えております。

最終的にこの決定されたマスコットキャラクターにつきましては、業者に委託の上、デザイン等を確定させて、先ほど御報告申し上げましたけれども、明年2月末、あるいは3月末になるかもしれませんが、中学生向けの法教育教材から使用していきたいと考えております。

以上、簡単に企画案について御説明申し上げましたけれども、ぜひこの企画につきまして御理解を賜りながら、御承認いただきますようお願い申し上げます。

笠井座長 ありがとうございます。こういう話なんですけれども、いかがでしょうか。御意見、御質問などをいただければと思います。どうぞ、高橋委員。

高橋委員 これを募集することで法教育を認知してもらう機会にもなるかもしれないので、この募集案内のところで、主要な駅とか近隣の小中学校と限定してはいますけれども、できれば全国の例えば法務局であるとか、裁判所であるとか、あとは弁護士会、司法書士会、そういうところも活用して広く募集したらどうかなと思います。いかがでしょうか。

安部調査官 ありがたい御意見として承ります。

笠井座長 予算をにらみながらということですかね。

安部調査官 ただ、やっぱり法務省の出先機関とか関係機関の協力なくしてはできないことですので、全国展開させていただくように努力いたします。

笠井座長 ほかに。どうぞ。

長戸委員 質問させていただきたいのですが、法務省もこれまでのマスコットキャラクターで私が知っているのが人KENまもる君と、あとあゆみちゃんでしたか、ありますよね。それと、サイバンインコというのがあったかと思うのですが、法務省さんも含めて、各省庁さんにも広げて教えていただきたいのですが、やはりこのマスコットキャラ

クターをつくったことでその施策の宣伝効果というか、浸透効果がこれまで最もあった顕著なケースというのは、どんなものがあるのでしょうか。

安部調査官 こちらの法務省でということですか。

長戸委員 法務省でも結構ですし、もしほかの、例えば文科省でももしこういうこと、やはりキャラクターをつくったところ、施策とか政策に興味を持ってもらって、非常にその後進めるのにやりやすくなったとか、そういったケースがもしありましたら教えていただきたいなど。

安部調査官 なかなか難しい、全部が全部調べているわけではないのですけれども、そのキャラクターがあるからすぐにそのまま直接イコール効果が出るかというのは、なかなかそこを聞かれますと難しい問題にもなるのですけれども、やはりほかの他省庁さんのはともかくとして、法務省の中では法務検察という形でサイバンインコ、やはり裁判員裁判の関係を16年から21年の施行に向けて一生懸命頑張ったという形のあれで非常に効果があったのではないかなど、個人的な形ですけれども、思っております。ちょっと詳細な影響とか効果というのは、この場でお答えできずに申し訳ないのですが。

長戸委員 数値化できる質問でなくて恐縮です。

笠井座長 ほかに今の点。こういう募集を進めるということで、各委員の先生方、皆さんよろしいでしょうか。

わかりました。では、募集をするということで、協議会として了承するということにしたいと思えます。ありがとうございました。

安部調査官 先ほど御説明の中で御了解いただいたということで、募集用チラシということで、いろいろな案があったんですけれども、最終的に皆様に御提示していますA案とB案といった形の2つをこの場で提供をしているんですが、どちらの案に賛同いただけますでしょうか。

岩崎委員 検収委託は業者にやらしてもらおうんですよね、やらない。

安部調査官 このチラシですね、これは手作りでやります。

岩崎委員 いわゆるウィンドウズオフィスでつくったみたいなの。私は美術なんですけれども、これはデザイン的には余りよくない。

安部調査官 ぜひお力を。

岩崎委員 見た感じ、いかにもオフィスで素人がつくったという感じがして、何を言いたいかという、もし仮に、例えばキャラクターを募集するんですよね。東京都で言うと収税局かな、タックス・タクちゃんがいるんです。あれは結構女子高校生に人気があるんですね、ストラップが。探偵がいるじゃないですか、メガネをかけた漫画の、コナンにちょっと似ているんですけれども、かわいいといって人気があるんですよ。

どこに若者たちが引かかるかと、若者の感性を私は持っていないので、ちょっとわからないところがあるんですけれども、これはもし仮に例えば東京都で芸術高校があったり、美術デザインを専門にやっている高校生もいて、レベルを上げようとする、そういう子たちががんがん応募してくれるとレベルが上がるじゃないですか。そのためにはチラシが魅力的なものであるというのが一つポイントかなと思って。

簡単に言うと、例えばこれだとこれはユニバーサルデザインになっていないので、明度差が字と空にほとんどないので、これはチカチカして、これは明度差が余りないですよ。

例えばこれも、こういう色の配色でかえって、いろいろあるんですけども、ちょっと文科省さんにも専門の方がいるかもしれない、そんなことを言ってはだめなんですね。何かちょっとデザインをよくしたほうがいいかなという気がします。

安部調査官 募集していただくところには、美術大学のデザイン科だとかそういうところを回って、そういう専門家というか、卵の人たちから募集をかけようとは思っているんですが、まさしく募集の前提がちょっと覆りましたので。

岩崎委員 キャッチが弱い。

安部調査官 岩崎先生、ぜひお力をかしていただければありがたいんですけども。

岩崎委員 できることだったらやります。

笠井座長 今、実はA案、B案で皆様にお諮りしようかというようなことも段取りとしては考えていたんですけども、我々でA案、B案どちらか手を挙げて決めて、それでいきましょうというふうに指定するのがよいのかどうか自体にちょっと疑問もわいているところでございますので、特段の御意見がなければ、事務局と岩崎委員、さらに個別にこういうことをすればいいんじゃないかというようなことを、ちょっとこの後、週明けぐらいまでに御連絡いただいて、少し御相談いただいて、もう少し、キャッチーなものをつくっていただくということで、そこはもう一任することよろしいでしょうか。

私も一度見せていただくかとは思いますが、私は特に何か意見があるわけではありませんので、それではそういうことで、ポスターについてはそういうふうによろしく願います。

一応これで本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたけれども、委員の皆様から何かつけ加えること、あるいは言い忘れたこととか何かございましたら、この際ですから、よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、本日はこれで終了させていただきます。

次回の日程につきましては、追ってまた事務局のほうから御連絡があらうかと思えます。

それでは、今日はどうもありがとうございました。

—了—